申告に必要な書類

所得の種類	必要書類
営業・農業・不動産所得	収支内訳書 ※平成 26 年 1 月からすべての人に、記帳と帳簿書類の保存が義務付けられています。収支内訳書は申告者本人が事前に作成してください。
給与	給与所得の源泉徴収票
公的年金等（雑所得）	公的年金等の源泉徴収票
個人年金、シルバー人材センター収入、報酬等（その他の雑所得）	支払証明書、支払調書 等
生命保険の満期保険金（一時所得）	支払明細書
株式配当金等（配当所得）	配当金支払明細書 等

控除の種類	条件・必要書類
配偶者控除	配偶者の所得が 58 万円以下の場合
配偶者特別控除	配偶者の所得が 58 万円超 133 万円以下の場合
扶養控除	子どもや両親など、生計を一にする家族を扶養している場合 （非同居であっても、同一生計なら可）
特定親族特別控除	生計を一にする特定親族の所得が 58 万円超 123 万円以下の場合 特定親族…年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（H15. 1. 2～H19. 1. 1 生まれ）
社会保険料控除	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金を支払っている人 国民年金保険料控除証明書または領収書 ※　国民年金分の控除を受ける場合のみ必要
生命保険料控除	生命保険料控除証明書
地震保険料控除	地震保険料控除証明書
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金払込証明書
医療費控除	医療費控除の明細書　※申告者本人が事前に作成
セルフメディケーション税制 （医療費控除の特例）	申告者本人の健康の保持増進及び疾病の予防への「一定の取組」を証明するもの（予防接種の領収書、健診の領収書又は結果通知等）（必須） セルフメディケーション税制の明細書　※申告者本人が事前に作成
障害者控除	障害者手帳又は障害者控除対象者認定書
寡婦・ひとり親控除	合計所得金額が 500 万円以下で、一定の条件にあてはまる人
寄附金控除	寄附金の領収書、受領書

≪その他≫

※申告者の「マイナンバーカード」または「通知カード（住所氏名等が住民票と一致しているもの）＋身分証明書（免許証等）」

※前年の申告書の控え

※預金通帳（年金所得者の確定申告の場合）